

# 税 務 だより



## 税に関する手続きのお知らせ

家屋を取り壊したら

登記あり家屋

法務局（春日井市）で滅失登記を  
してください。

登記なし家屋

役場税務課で取り壊し届を提出し  
てください。

原動機付自転車および小型特殊自動  
車

廃車・譲渡したら

ナンバープレート・標識交付証明  
書を持参し、役場税務課で手続き  
をしてください。

購入したら

販売証明書または譲渡証明書を持  
参し、15日以内に役場税務課で手  
続きをしてください。

※住所など申告事項に変更があった  
場合も手続きをしてください。

原動機付自転車および小型特殊自動  
車以外の手続き場所

三輪および四輪以上の軽自動車

軽自動車検査協会 愛知主管事務  
所 小牧支所

普通自動車・小型自動車・126c  
以上の二輪車

中部運輸局愛知運輸支局 小牧自  
動車検査登録事務所

## 家屋調査にご協力を

令和6年1月2日以降に完成（新  
築・増築）した家屋については、令  
和7年度から固定資産税の課税対象  
となるため、対象の方に家屋調査の  
依頼文書を順次発送しています。

これは、建物（居宅・車庫・物置  
等）の構造や使用されている資材を  
調査して、固定資産税を算出するた  
めのものです。事前に調査日時を調整  
し、当日は職員が訪問しておこな  
います。

調査は、家の中に入らせていただ  
き、建築確認や建築図面などをもと  
に各部屋の資材を確認させていただきます。  
ご協力をお願いします。

問合せ先 税務課

☎ 95-11113



## ぴったりサービス宿直渡しが始まりました

マイナンバーカードを利用してス  
마트フォンやパソコンから各種証  
明書を申請（ぴったりサービス）で  
きるようになりました。

これにより、オンラインで各種証  
明書の申請および支払いをすること  
で、窓口への来庁や郵送での申請を  
せずに証明書を取得することができ  
ます。また、宿直渡しを利用するこ  
とで窓口時間外に受け取りが可能と  
なりました。

詳しくは、町ホームページをご確  
認ください。

### 税務課

▽町県民税関係

所得証明書、課税証明書、非課税  
証明書、納税証明書（町県民税）、  
未納がないことの証明

▽固定資産税関係

課税証明書、評価証明書

### 費用

各種証明書手数料

※郵送での交付は郵送料が必要です。  
郵送料は重さによって変わります。

### お支払方法

PayPay・auPAY・d  
払い・クレジットカード

### 必要なもの

▽マイナンバーカード

▽マイナンバーカードを読み取るこ  
とができるスマートフォンまたは  
ICカードリーダーを接続したパ  
ソコン

### 受取方法

役場宿直室（役場西出入口）にて  
交付します。

※本人確認書類の提示が必要です。

### 受け渡し可能時間

平日の午後5時15分から午後9時  
まで

休日・祝日の午前8時30分から午  
後9時まで

### 証明書の保管期間

発行日から2週間

※保管期間を過ぎた場合は、再度申  
請および電子決済が必要となりま  
す。

### 問合せ先

▽税務課 町県民税グループ

☎ 95-11112

▽固定資産税グループ

☎ 95-11113



▲町ホームページ